

平成27年3月31日

道路局

自動車局

車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する 関係省令等の整備について ～道路の適正な利用者に対して通行許可基準を緩和します～

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい大型車両の通行の適正化を図っていくことが重要です。

国等が実施した実験結果によると、軸重 20 トン車が道路橋の劣化に与える影響は、軸重 10 トン車の約 4,000 台に相当します。また、重量を違法に超過した大型車両は、全走行車両のわずか 0.3% でしかありませんが、道路橋の劣化の約 9 割以上を引き起こしており、これらに対応するため、悪質な違反者に対する厳罰化等の措置を講じてきているところです。

一方で、大部分を占める道路の適正な利用者に対しては、物流の効率化や国際競争力の確保の観点から、

- ①国内コンテナ等のセミトレーラの駆動軸重の制限を 10 トンから 11.5 トンに緩和
- ②45 フィートコンテナ等の輸送における車両長の許可基準を見直し、その制限を延長等の措置を講じる「道路運送車両の保安基準及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令」を本日（3月31日）公布するとともに、その他所要の改正を行いましたので、お知らせします（別添参照）。

なお、本年1月16日から2月14日まで実施しましたパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

<問い合わせ先>

【車両の通行許可の手続、通達案 関係】

道路局 道路交通管理課車両通行対策室 課長補佐 矢野、北澗

代表：03-5253-8111（内線 37436、37432）直通：03-5253-8482 FAX：03-5253-1617

【道路運送車両の保安基準等関係】

自動車局 技術政策課 課長補佐 池田、係長 川俣

代表：03-5253-8111（内線 42259、42214）直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

【道路法手続省令案 関係】

道路局 路政課 係長 酒井

代表：03-5253-8111（内線 37334）直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。